

OTASUKE人事

第29話 「症状固定後の傷病手当金の支給について」

健康保険法による傷病手当金(以下、「傷病手当金」という)は、法99条第1項の「被保険者が療養のために労務に服することができないときは、その労務に服することができなくなった日から起算して三日を経過した日か労務に服することができない期間(いわゆる労務不能期間)、傷病手当金・・・を支給する。」に基づき、支給されるものです。

この傷病手当金は、疾病等により働くことができず収入が得られないことの所得保障として認められている制度であり、受給できる期間は、最大で1年6か月分となります。

ところで、傷病手当金と似たもので、障害年金という制度があります。

傷病手当金と障害年金との違いですが、その違いの1つに、

「当該疾病等の症状が流動的なのか、固定的なものなのか」という判断基準があります。

(流動的 傷病手当金、固定的 障害年金 厚生年金保険法第47条参照)

たとえば、病気により入院していたが、病状により両足を切断しなくてはならないという場合、両足切断手術前は病状が安定していないので傷病手当金で対応し、両足切断後は病状が安定(加療が不要)するので障害年金で対応することになります(なお、両足切断後も病状が安定しないケースもありますので、一概には断定できません。ご了承下さい。)

以下でご案内するケースは、脳梗塞で休職されていた方で、傷病手当金を申請したところ、「症状固定」として受理されなかったことを不服として、社会保険審査会に再審査請求したものです。

< 事案の概要 ~平成20年裁決~ >

以下概要

X(請求人)は、脳梗塞により休職しており、これまでと同様、傷病手当金を申請しました。

ところが、保険者(社会保険事務局長)は、傷病手当金の申請期間のうち一部の期間について、「傷病手当金は、症状固定と判断されると不支給になります。月 日(ハピリ)を終了し、状態安定により、月 日をもって症状固定と担当医の診断がなされたため、翌月 日以降の分につきましては、不支給となりました」という理由で、傷病手当金を受給できなかった。

これに対して、Xが不服申立てをしたものである。



< 本事案の問題点 >



健康保険法にいう「療養」とは何なのか？

傷病の症状が固定し治療の効果が期待できなくなれば、「療養」には該当しないのか？

< 問題点に対する裁決・解説 >

～「療養」について～

傷病手当金は、本来、労働者が負傷、疾病などのため労務の提供ができず、そのため賃金の支払を受けられない場合、その賃金喪失を一定範囲で補償して療養に専念できる状態を与える趣旨で設けられたことは疑いのないところであるが、「療養」の意味するところは、……(中略)……リハビリテーション概念が拡大する中で、それを明確にする必要が高まったにもかかわらず、そのための努力が十分になされてこなかったとの面があることは否定できない。

そこで、当審査会は、少なくとも、医学的にみて傷病の症状が固定し治療の効果が期待できない状態になれば、当然に「療養」に必要ななくなるとするのは相当ではないと考える。そうして、労務不能と認められた者が症状改善の余地を残している場合はもとより、放置すると症状の悪化が懸念される場合、健康を回復して社会復帰を果たすために、医療機関で受療する場合に限らず、医師の指示・指導による自宅等での療養や自主トレーニングを行っている場合も「療養」の範疇に含み、傷病の性格、症度、治療方法、経過、予後等を考慮し、社会通念に照らし、傷病に係る所得保障体系の中での傷病手当金制度の趣旨・目的に鑑み、総合的に判断するのが相当と考えるものである。

(中略)請求人は、症状改善の余地を残していたこと、左上肢が高度～中等度の、手指が高度の麻痺を後遺していたと推認できること、請求人の当該疾病の経過として、その症状がリハビリ治療により一旦改善したため同治療を中断したところ、約 ヶ月後に左肩に拘縮等が認められリハビリ治療を再開することに至ったこと、医師の指示・指導に基づく自宅における自主的トレーニングが定着していたこと等の事情が存するのであり、これらを総合勘案するならば、……(中略)……労務不能の理由が療養のためでなかったというのは相当でないというべきである。

～ 医師の診断について～

(中略)特に、疾病の場合については、症状固定の時期については、担当医師の経験や主観等の要因が複雑に絡んで診断されるのが実情であり、一旦なされた症状固定の診断が後日変更されることも少なくないことが当審査会に顕著な事実であることを斟酌すると、症状固定の有無は、一つの判断要素に止めるべきものである。



< 本事実の結論は？ >



この裁決により、傷病手当金の不支給決定の処分は、取り消されることになりました。
「療養のため」か否かは、医師の診断を重視するのが現在の基本スタイルであることに違いないところですが、医師の診断も絶対的なものではないという点がポイントです！！

社労士による無料相談会を随時開催中です！

まずはご連絡ください！心よりお待ちしております。 TEL：03 - 3694 - 6091
メール：info@yamadasougou.co.jp

